

次期むかわ町まちづくり計画策定方針

1 策定の趣旨

本町は、平成 18 年 3 月に合併して以来、新町建設計画を基本にしてむかわ町まちづくり計画を策定し、町の基本理念を「人と自然が輝く清流と健康のまち」と定め、町民と行政が力を合わせて、豊かな自然の中で、安心して、いきいきとした生活が営めるまちづくりを進めてきたところです。

現行まちづくり計画の目標年次である令和 2 年度を迎えた現在、少子高齢化の進展と人口減少に加え、平成 30 年に発生した北海道胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症は、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼしているため、危機意識を共有しながら全町一体となって取り組まなければ対処することができません。

こうした状況を踏まえ、今後さらに厳しさを増すことが予想される財政状況等も勘案し、地域特性や固有の資源を最大限活かすとともに、各種の政策課題に対して町民と行政との協力や役割分担による協働と連携の方策を探り、新しい時代にふさわしい持続可能なまちづくりを進めるための指針として、次期まちづくり計画を策定します。

〔参考：むかわ町まちづくり基本条例第 36 条〕

行政は、むかわ町の目指す将来の姿を明らかにし、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、議会の議決を経て、まちづくり計画を策定します。

行政は、まちづくり計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う施策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、まちづくり計画に基づいて実施します。

行政は、各分野の施策を実現するために策定する計画及び実施にあたっては、まちづくり計画との整合を図ります。

2 計画策定の基本的な考え方

次期まちづくり計画は、町民と行政との協働のもとで、厳しい行財政環境に耐えうる実効性ある計画とすることを目標に、特に次の点に留意して策定します。

（１）町民と行政の協働による計画づくり

「むかわ町まちづくり基本条例」に則り、町民主体のまちづくりを進めるため、計画の策定段階から町民の参加機会をできる限り多く取り入れ、対話を通じた共通認識のもとに町民と行政が協働・連携し、計画づくりを進めます。

（２）わかりやすい計画づくり

施策の目標・到達点等（アウトカム）を明確にし、どのような状態を目指しているの

か、また、そのためには何をすべきなのか等（アウトプット）、誰にでもわかりやすい計画づくりを目指します。

（３）達成度の確認ができる計画づくり

計画に掲げるまちの姿にどのくらい近づいたのか、また、それぞれの事務事業がどの程度達成できたかを評価し、その結果を次の企画検討や予算配分等に反映していくことのできる計画を目指します。

（４）関連する計画等との整合した計画づくり

国や北海道の各種計画の動向及び政策方向等を踏まえ、次期むかわ町版地方創生総合戦略及びむかわ町復興計画との統合・連携、他の既存計画や新規に策定する各種計画との整合にも配慮した計画づくりを進めます。

３ 計画の名称

計画の名称は、「第２次むかわ町まちづくり計画」とします。

４ 計画の構成と期間

計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実行計画」により構成し、それぞれの計画期間と内容は、次のとおりとします。

（１）基本構想

むかわ町の基本理念（不変）及び目指すべき将来像（可変）、その実現のための施策の基本的な方向性を示すものとします。

計画期間は、長期的な視点に立ったまちづくりを進めていくことが必要なことから、10年間（令和３年度から令和12年度(2021年度から2030年度)まで）とします。

（２）基本計画

基本構想に掲げる将来像等を実現するための施策を具体化し、各分野で取り組むべき施策の基本方向とそれを実現するために必要な重点的・基本的な施策を示すものとします。また、本町を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに基本構想の着実な実現を図るため、前期５年間、後期５年間の２区分とします。

（３）実行計画

基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成方針及び事業実施の指針となるものです。３年間を計画期間としながら、毎年度ローリング方式で改善・改革を含めた見直しを行います。

計画の構成イメージ

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本 構想	まちの将来像、施策の大綱									
基本 計画	重点的・基本的な施策、方向性									
	(前期 5 年間)					(後期 5 年間)				
実行 計画	実行計画 (3 年)									
	←-----→ ローリング (見直し)									
	←-----→									
		←-----→								
			←-----→							
				←-----→						
					←-----→					
						←-----→				
							←-----→			

5 計画の策定体制（別図：参考）

本計画は、町の根幹を成す重要な計画であることから、計画の策定にあたっては、むかわ町まちづくり委員会、まちづくり計画策定本部等の相互調整により、全庁体制で進めるものとします。

また、計画(案)の策定については、全職員がこの任にあたるものとしますが、より効率的な作業を進めるため、まちづくり計画策定本部に作業部会を設置します。

（１）まちづくり委員会

町長の諮問機関として、学識経験者、公募による町民等により組織し、町長が諮問する計画(案)について、審議・答申を行います。

（２）まちづくり計画策定本部会議

まちづくり計画策定本部設置要綱により、課長職以上の者で組織（本部長：町長）し、庁内の意思決定機関として計画(案)の調整、策定を行います。

（３）まちづくり計画策定本部作業部会

まちづくり計画策定本部の研究作業部門として、適宜、計画(案)の調査研究を行います。作業部会は、分野毎に生活環境部会、健康福祉部会、産業振興部会、教育文化部会、行財政部会により構成します。

（４）計画策定支援業務委託

計画の策定を効率的・効果的に進めるため、計画の構成、町民参画ワークショップの運営等における業務内容を十分に検討・整理するとともに、計画に求められる専門性、実効性を確保するため、計画の策定に係る支援業務を委託します。

また、本町とつながりのある大学や企業等に対して、助言や提言等を求める機会について検討します。

６ 町民参画の手法

まちづくり計画の策定において幅広く町民の意見や提案を反映させるため、むかわ町まちづくり基本条例の規定に基づき、次のような手法により、広く町民の意見を聴取し、町民参画に努めます。

（１）町民ワークショップ

計画の策定過程において、町民とともに町の課題や地域の個性、期待する町の将来像等を明らかにし、共通理解を得ることにより町民協働の気運を醸成することを目的に実施します。

（２）タウンミーティング

町内経済・生活を支える機関・団体等の現状と要望、それぞれの将来展望を踏まえ、計画に反映するためタウンミーティングを実施します。

（３）パブリックコメント

町民に対し、計画（案）を公表し意見を求めることで、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、計画(案)に町民の意見を反映させることを目的に実施します。

（４）町民意識調査

本町のまちづくりにおける満足度や課題等を幅広く把握するために実施した、アンケート調査の結果について、計画(案)策定に反映します。

（５）計画策定に関わる情報提供

必要に応じ、ホームページや広報誌等において策定経過を公表します。

参考：策定体制

